

田鶴浜スポーツクラブ規約

(名称)

第 1 条 本会は、田鶴浜スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)と称する。

(事務局)

第 2 条 本クラブの事務局は、七尾市田鶴浜町二部144番地 田鶴浜体育館内事務所に置く。

(目的)

第 3 条 本クラブは、総合型スポーツクラブの育成をめざし、地域のスポーツ活動の振興を図ると共に、市民の健康づくりとコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. スポーツ振興に関する基本的推進方策の確立。
2. 市内各種スポーツ組織の連絡調整並びに育成指導。
3. スポーツに関する調査研究と情報の提供。
4. スポーツ大会、各種研修会の開催。
5. 広報誌の発行。
6. その他本会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第 5 条 本クラブは、本クラブ加盟団体及び関係団体の市民をもって構成する。

(役員構成)

第 6 条 本クラブに次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
理事 若干名 監事 2名 事務局 若干名

第 7 条 本クラブに顧問及び参与を置くことができる。

第 8 条 理事は、スポーツ推進委員、本クラブ加盟団体、関係協力団体より若干名選出する。

第 9 条 会長、副会長、理事長、副理事長、監事は理事会で選任する。

第10条 事務局は、会長が委嘱し、顧問・参与は理事会の決議を経て会長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 役職員及び顧問・参与の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事長は、会長の命を受け本会の会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。
5. 理事は、本会の会務を分担する。
6. 監事は、会計を監査する。

7. 事務局は、本会の事務を処理する。
8. 顧問は、会長の諮問に応ずる。
9. 参与は、会務に参加することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2ヶ年とし再任を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(推進委員会)

第13条 本クラブにスポーツ推進委員会を置く。

第14条 推進委員会に次の役員を置く。
委員長 1名 副委員長 若干名 事務局 1名

第15条 委員は、田鶴浜地域より若干名選出する。

第16条 委員長、副委員長は委員会で選任する。

(推進委員の事業)

第17条 推進委員は、次の事業を行う。

1. クラブが主催・共催する大会、イベントの運営・補助。
2. 田鶴浜地域の各種スポーツ大会・講習会の運営・補助並びに育成指導。
3. その他、クラブの目的達成に必要な事業。

(推進委員任期)

第18条 推進委員任期は、第12条役員任期と同様2ヶ年とし、再任を妨げない。補欠による委員任期は、前任者の在任期間とする。

(代表委員)

第19条 本クラブに代表委員を置く。

第20条 代表委員は、各加盟団体から1名の推薦された者とし、総会の議決権を有する。

(代表委員任期)

第21条 代表委員任期は、第12条役員任期と同様2ヶ年とし、再任を妨げない。補欠による委員任期は、前任者の在任期間とする。

(総会)

第22条 総会は、年1回以上開催するものとし、会長が必要と認めるとき、または理事の過半数以上の請求があったとき会長が招集する。

- 2 総会は、代表委員をもって構成し、代表委員の半数以上の出席(委任状を含む)によって成立し、議決は多数決で決め、可否同数のときは議長が決める。
- 3 総会は、次の事項を決議する。
 1. 事業計画に関すること。
 2. 役員承認に関すること。
 3. 規約の改正に関すること。
 4. その他、本会に関して重要なこと。

(役員会)

第23条 会長は、本会の運営について必要があるときは役員会を召集する。総会の議決を要するもので、急を要し会長において総会を招集するいとまがないと認めた場

合は、役員会において決することができる。ただし、この場合には、事後の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(理事会)

第24条 理事会は理事長が召集する。理事会は理事長が議長となり、理事の半数以上の出席によって成立し、会議の議決は多数決で決め、可否同数のときは議長が決める。

第25条 理事会は、年1回以上開催する。理事会で審議する事項は次のとおりである。

1. 規約の改廃
2. 本会の運営方針
3. 予算と決算
4. 役員の任免
5. 事業
6. 理事からの提出議題
7. その他会長が必要と認めたこと

(部会)

第26条 本クラブには、次の部会を設置し、部長がそれぞれの部会を召集する。

1. 経営広報部会
2. 事業推進部会
3. 施設管理部会

第27条 各部会は、本会のそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

第28条 各部会は、部長1名、副部長1名及び部員若干名をもって構成する。

第29条 各部長・副部長・部員は、理事がこれにあたる。そのほか部長は部員を若干名選任することができる。部員の任務は2年とし、再任を妨げないものとする。

(会計)

第30条 本クラブの経費は会費、補助金及び寄付金、事業収入等をもってこれにあてる。

第31条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(細則)

第32条 この規約の施行に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

(附則)

本規約は、平成11年10月27日から施行する。

(附則)

本規約は、平成13年5月23日から規約の一部改正する。

(附則)

本規約は、平成16年10月1日から規約の一部改正する。

(附則)

本規約は、平成17年4月1日から規約の一部改正する。

(附則)

本規約は、平成18年4月1日から規約の一部改正する。

(附則)

本規約は、平成21年4月1日から規約の一部改正する。

(附則)

本規約は、平成27年4月1日から規約の一部改正する。

(附 則)

－ 18 －

本規約は、平成29年4月26日から規約の一部改正する。

(附 則)

本規約は、令和3年4月22日から規約の一部改正する。